

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

法令名	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	根拠条項	10-1	許認可の内容	集約酪農地域における酪農事業施設の新規設置の承認	資料番号	1
						担当課	畜産課
<p>(酪農事業施設の設置)</p> <p>第十条 集約酪農施設の区域内において、収入施設又は乳業施設で精励で定めるもの(以下「酪農事業施設」という。)を新たに設置しようとする者は、省令で定める手続きに従い、都道府県知事の承認を受けなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の承認の申請が左に掲げる要件に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。</p> <p>一 当該酪農事業施設の設置場所がその事業の合理的な経営に適する立地条件を備えていること。</p> <p>二 当該酪農事業施設が効率的であり、且つ、その能力が当該集約酪農地域における生乳の供給量に応ずることができるものであること。</p> <p>三 当該酪農事業施設の設置によって当該集約酪農地域の全部又は一部につき酪農事業施設が著しく過剰とならないこと。</p> <p>四 その当該酪農事業施設の設置が当該集約酪農地域についての集約酪農振興計画に適合するものであること。</p>							